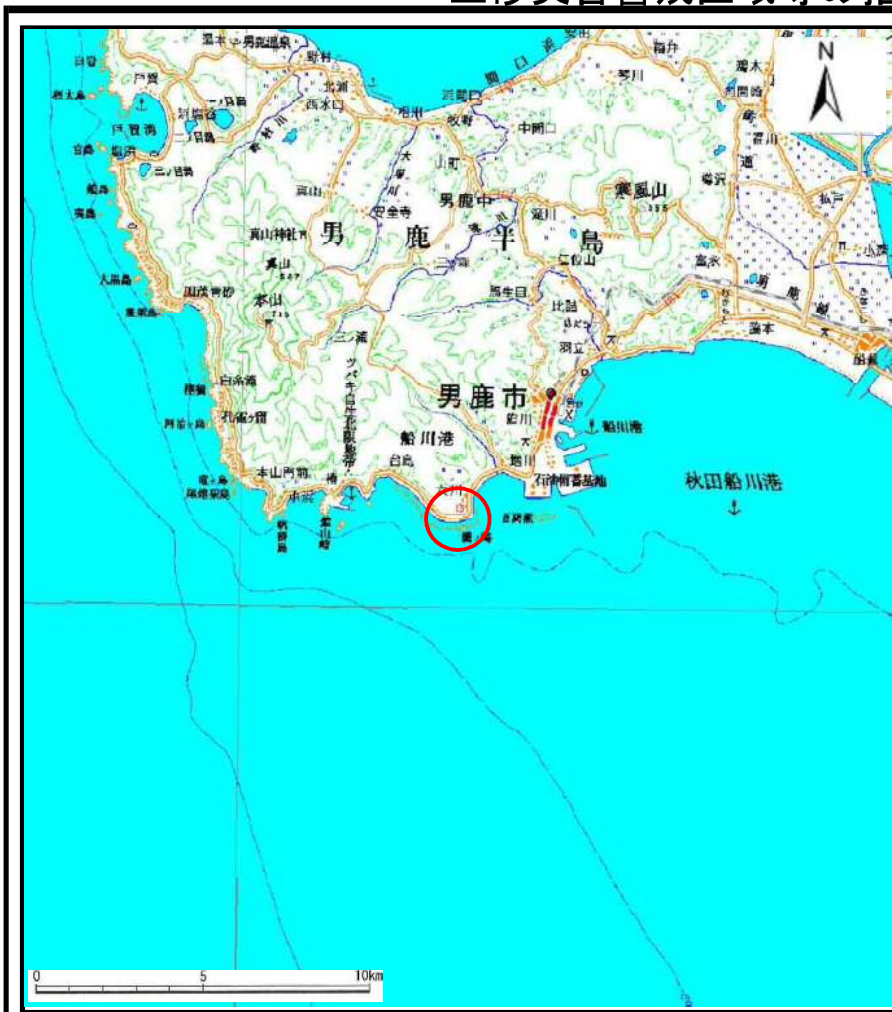


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



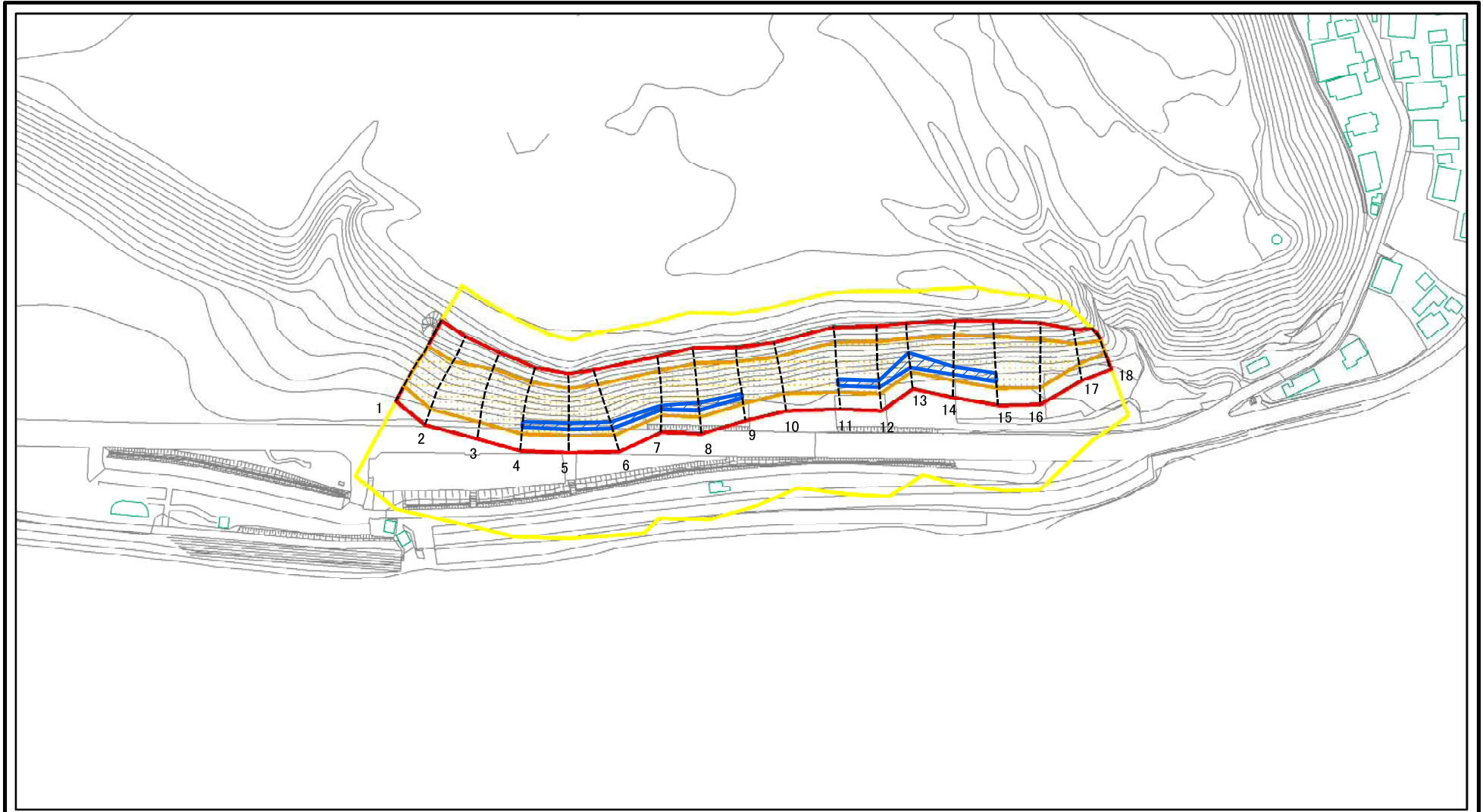
(1/25,000)

様式-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-114
箇所名	二ツ坂
所在地	秋田県男鹿市船川港女川字二ツ坂及び鷺野

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 平29情複、第889号）

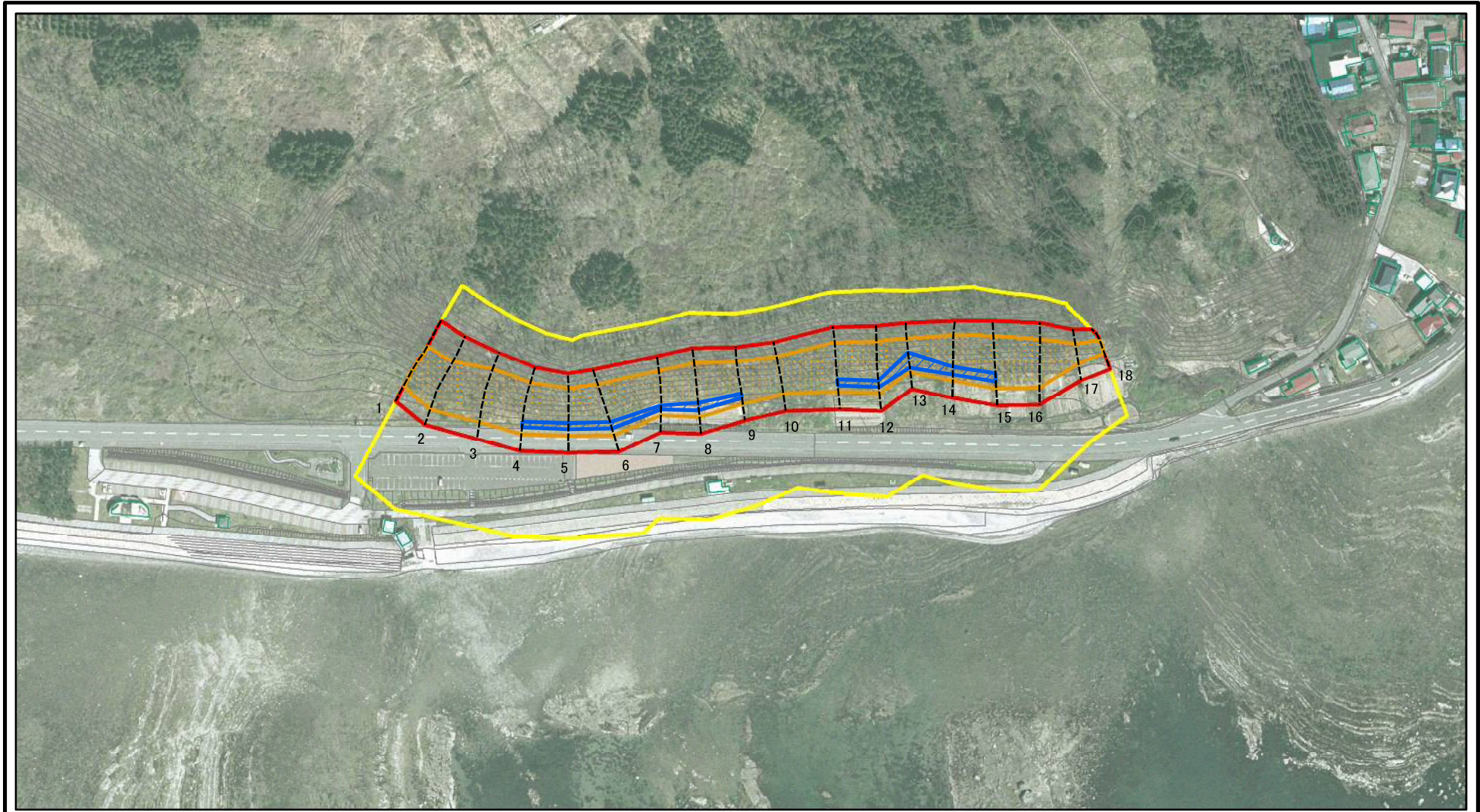
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-114	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	二ツ坂	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港女川字二ツ坂及び鷺野	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港女川字二ツ坂及び鷺野	
それ以外の区域								

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

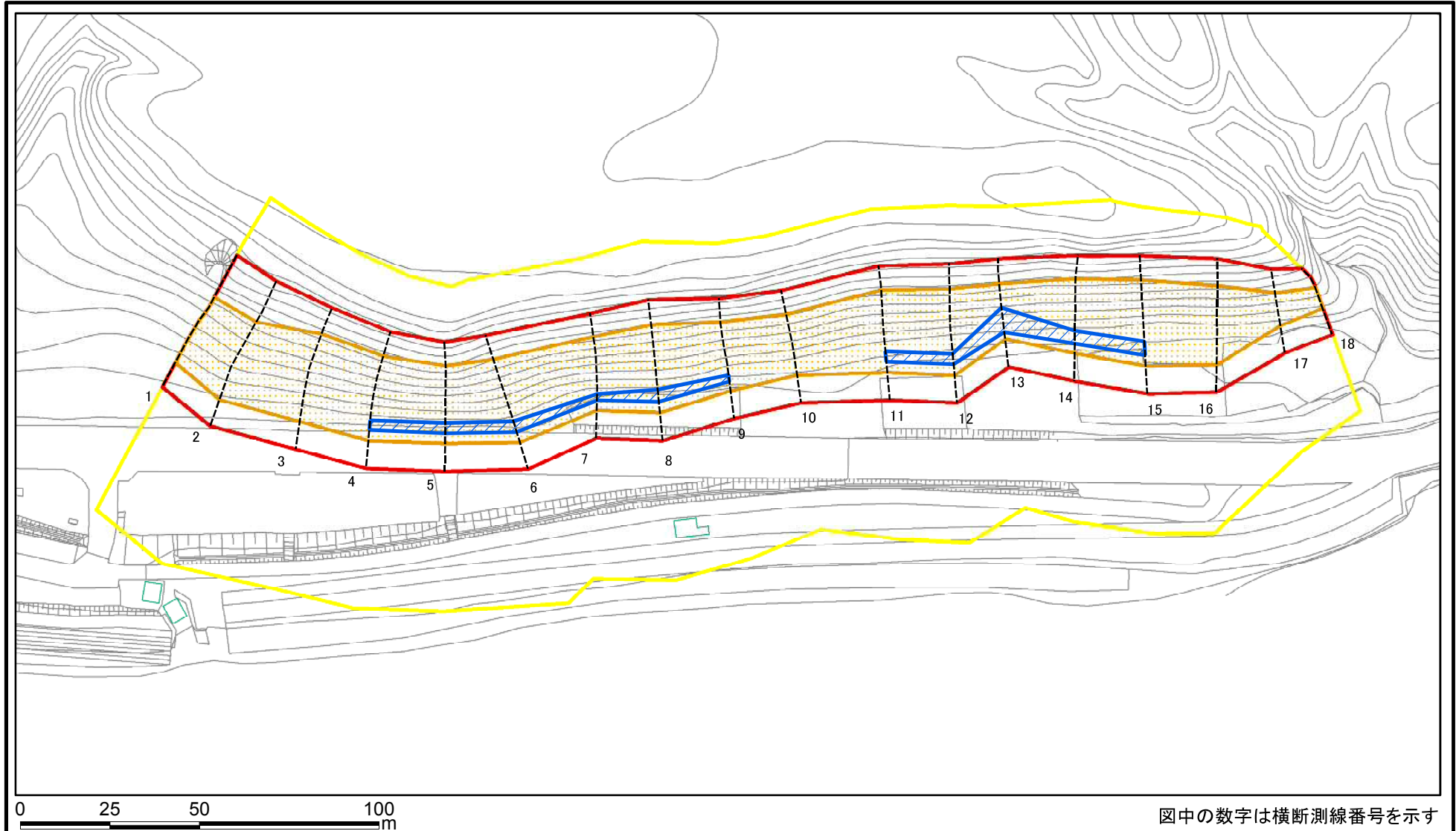
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	



縮尺
1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-114
告示番号	第178号	箇所名	二ツ坂
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港女川 字二ツ坂及び鷺野

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

Ⅲ-114

土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/m²を超える区域



縮尺

告示番号

第178号

箇所名

二ツ坂

土石等の堆積の高さが3mを超える区域



1:1,500

告示年月日

平成30年3月20日

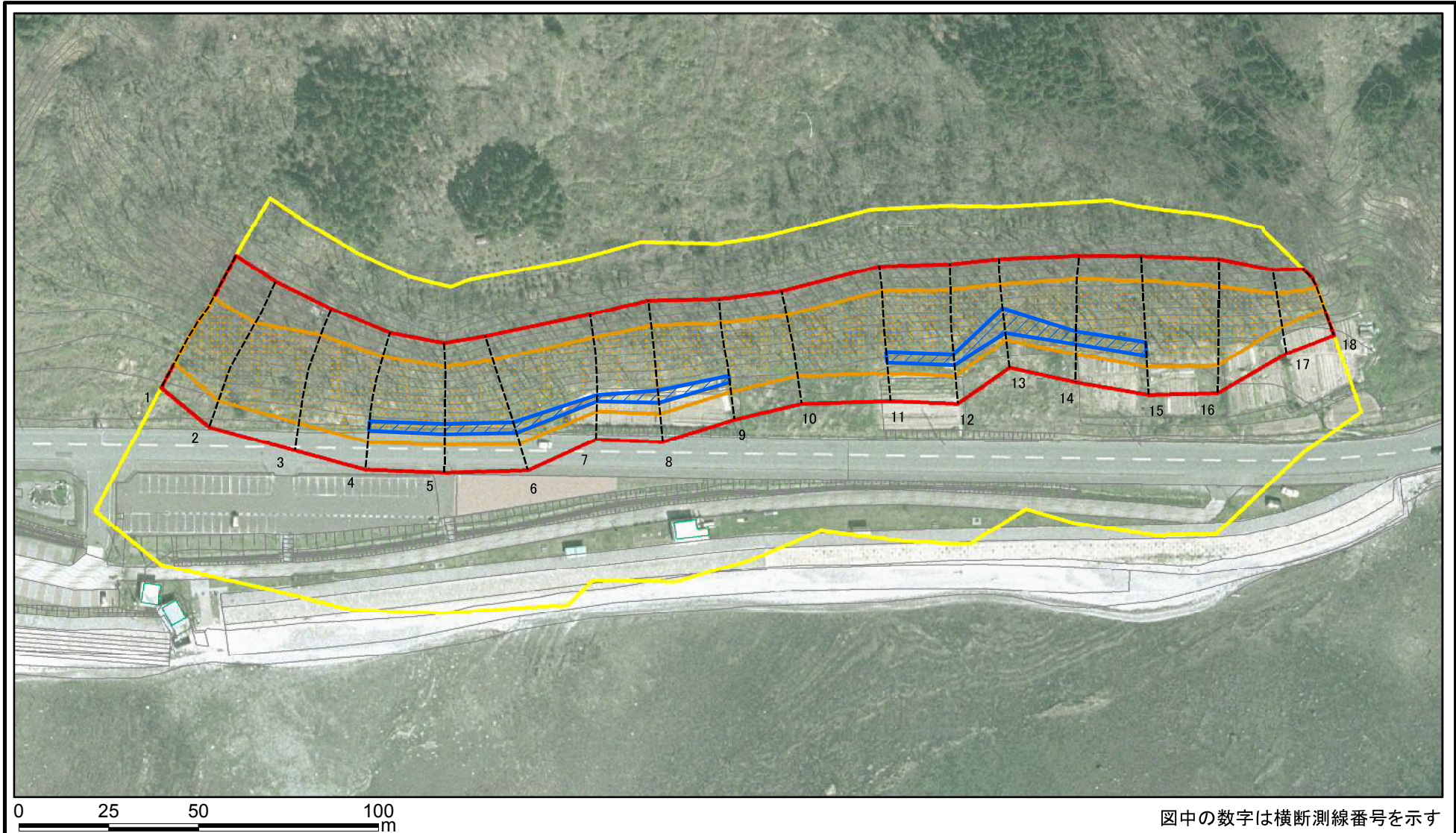
所在地

秋田県男鹿市船川港女川
字二ツ坂及び鷺野

それ以外の区域



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



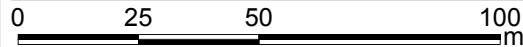
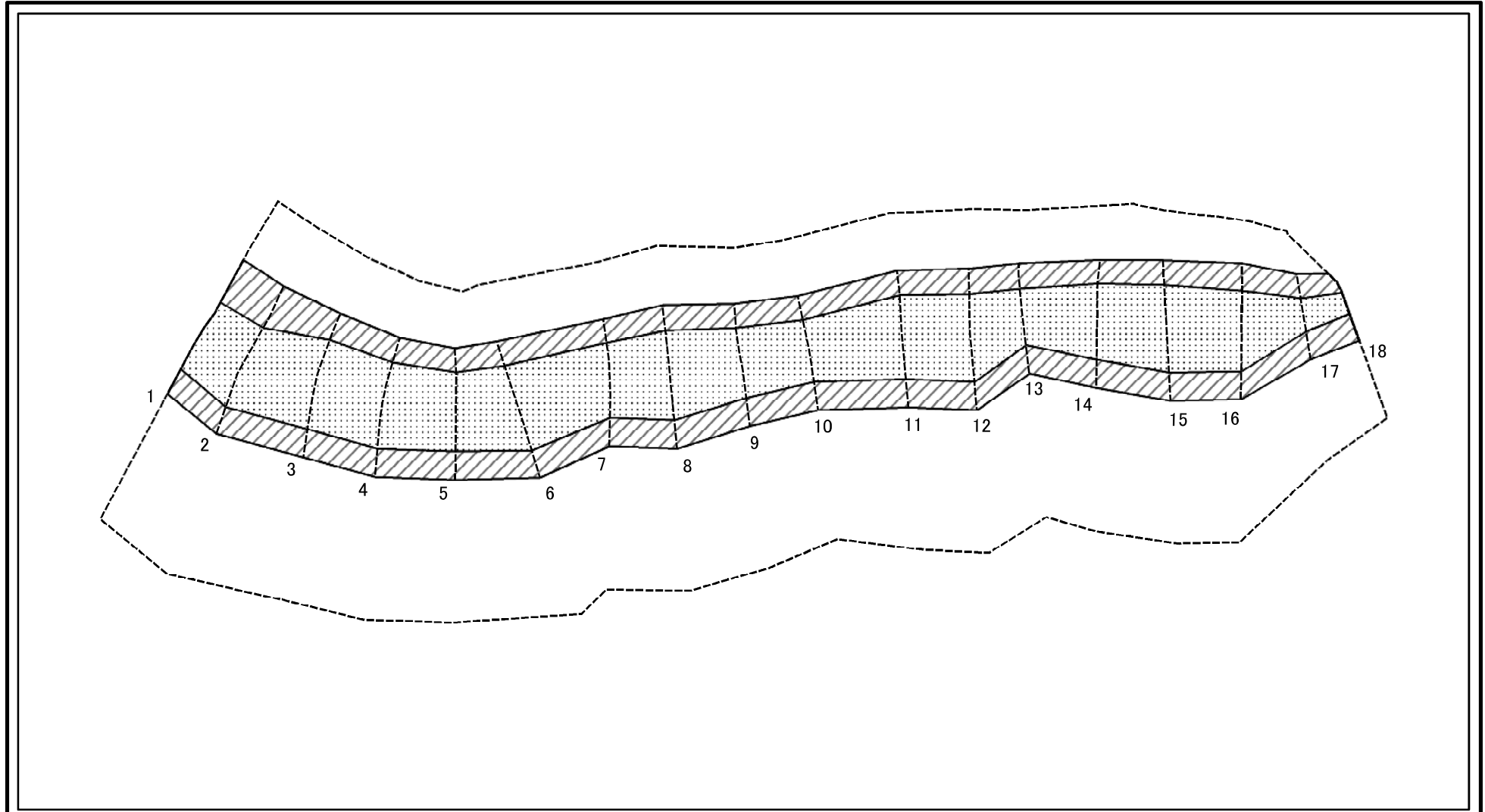
様式-2-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	

N	縮尺
1:1,500	

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-114
告示番号	第178号	箇所名	二ツ坂
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港女川 字二ツ坂及び鷺野

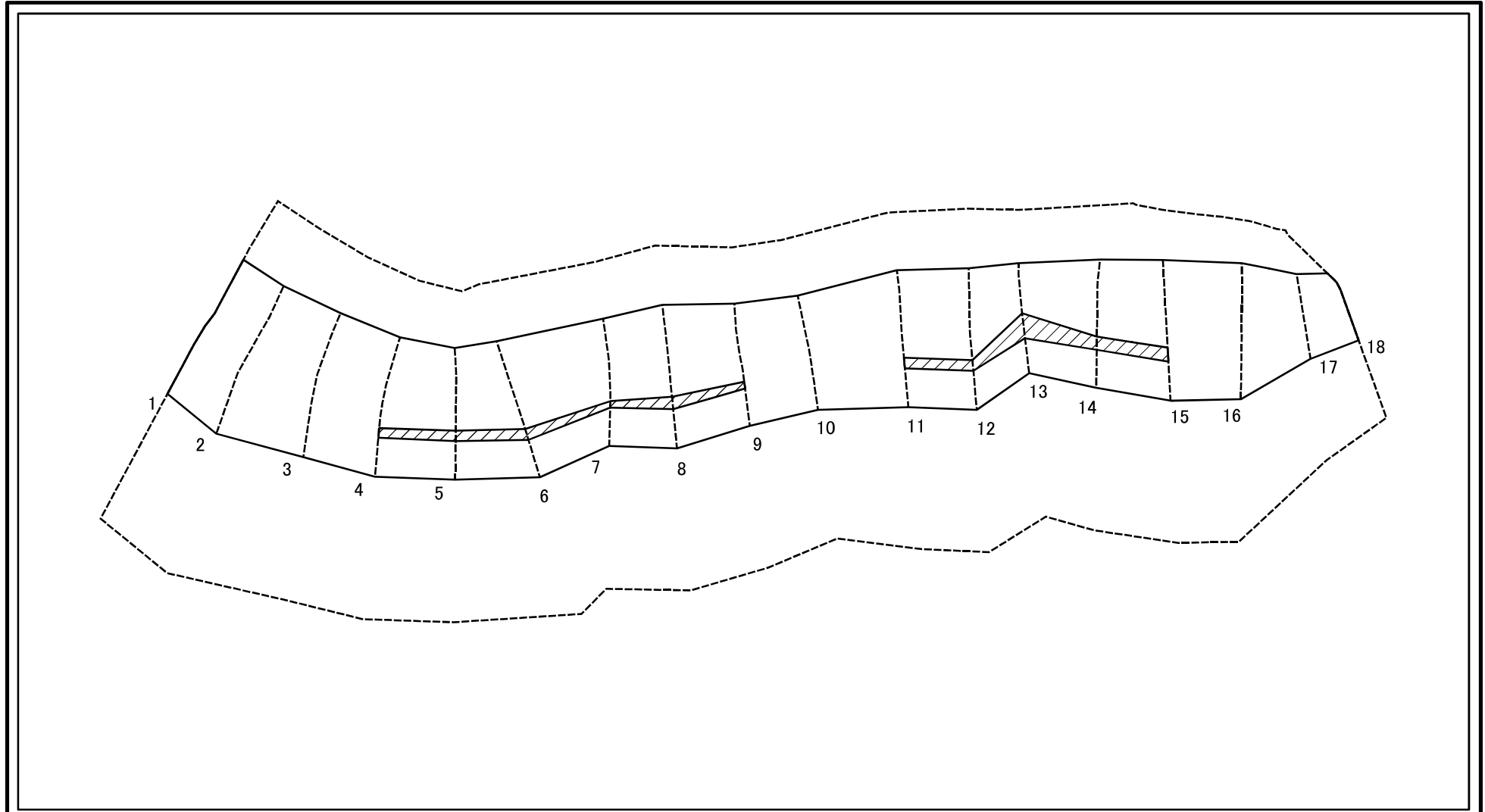
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-114
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	二ツ坂
	それ以外の区域		告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港女川字二ツ坂及び鷺野	

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-114
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第178号	箇所名	二ツ坂
		それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港女川 字二ツ坂及び鷺野

